

公職選挙法施行令の一部を改正する政令概要

「公職選挙法等の一部を改正する法律（選挙権年齢の引下げ）」及び「公職選挙法の一部を改正する法律（選挙人名簿の登録制度の見直し）」の施行並びに「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律」の一部の施行に伴う関係規定の整備等を行う。

1. 公職選挙法等の一部を改正する法律（選挙権年齢の引下げ）に伴う改正

市町村の選挙管理委員会は、登録月（3月、6月、9月、12月）の1日現在により、当該市町村の住民基本台帳に記録されている者のうち年齢満17年の者でその登録月の次の登録月の前月の末日までに年齢満18年になる者を調査し、選挙人名簿の登録を行う場合のための整理をしなければならないこととする。

2. 公職選挙法の一部を改正する法律（選挙人名簿の登録制度の見直し）に伴う改正

選挙犯罪等による失権に係る通知について、現住所地の市町村の選挙管理委員会から、選挙人名簿の登録制度の見直しにより新たな登録が行われることとなる前住所地の市町村の選挙管理委員会へ行うこととする。

3. 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律に伴う改正

- 選挙人名簿のオンライン対照関係
選挙人名簿の対照や送付について、従来の電磁的記録媒体や書面を用いる方法に加え、オンラインにより対照や送付を行うことができることとする。
- 共通投票所制度の創設関係
共通投票所を設ける場合における関係規定の読替え規定を整備する。

4. その他所要の規定の整備

[スケジュール]

閣議決定日：平成28年5月24日（火）

公布日：平成28年5月27日（金）

施行日：選挙権年齢引下げ法の施行の日（平成28年6月19日）

※ただし、年齢満17年の者の調査に関する規定は平成28年6月1日